

大阪市工業用水道特定事業等公共施設等運営権実施契約書（抄）

第4節 運営権者が負担すべき費用等

（非運営権設定対象施設等関連費用）

第60条 運営権者は、運営権設定対象施設以外で、本事業の実施のために使用する上工共有施設等に係る次の各号に掲げる費用（以下「非運営権設定対象施設等関連費用」という。）を負担する。なお、非運営権設定対象施設等関連費用の金額（第1号に掲げるものを除く。）は、当該上工共有施設等に関して市が負担した実費（公共調達手続により決定した契約額等）相当額のうち、本事業に関連する事業量等に基づき市が別途合理的に算定する金額とする。

- (1) 本事業に供する上工共有施設等（排水処理施設等であって、工業用水道事業会計において固定資産を計上しているものに限る。）について市が計上する減価償却費相当額
- (2) 水道事業からのバックアップを行うために必要となる動力費、薬品費、排水処理施設運転管理費（委託料）、浄水汚泥処分費及び市職員に関する人件費
- (3) 市における資産管理、道路管理者との調整、災害対応等に従事する市職員に関する人件費
- (4) 浄配水処理に係る動力費及び薬品費（鶴見配水場及び桜宮配水場に係るものを除く。）
- (5) 本事業に供する上水用地（市水道事業の事業用資産の一部を構成する土地をいう。）及び上水単独施設（市水道事業の事業用資産の一部を構成する施設（ただし、上工共有施設等を除く。）をいう。）のうち、排水処理施設等の一部であって、工業用水道事業会計において固定資産を計上しないものに係る賃借料（なお、土地及び建物に係る賃借料は、大阪市水道局資産規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第6号）等に基づいて別途市が算出する金額とし、その他の設備等に係る賃借料は、当該設備等の減価償却費相当額に基づき別途市が算出する金額とする。）
- (6) 本事業に供する上工共有施設等（水源開発施設、取水施設、排水処理施設及び薬品注入設備（これらの附属設備を含む。）並びに運転管理システム等を含む。）に係る運転費及び維持管理費
- (7) 管路に関連する施設及び設備（管路情報管理システム、道路管理システム、配水情報システム、給水装置ファイリングシステム、テレメータ及び共同溝）に係る維持管理費用
- (8) 上工共有施設等に関して市が第三者との間で締結する業務委託契約として別紙18に掲げる

契約に係る委託費

- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営権設定対象施設以外に関して市が運営権者において負担すべきと認める費用

2 市は、前項第9号に掲げる費用として取り扱うべき費用を認識した場合、運営権者と事前に協議の上、運営権者に対して負担を求めるものとする。

3 市は、各事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度における非運営権設定対象施設等関連費用の金額を確定し、運営権者に通知するものとする。運営権者は、市から通知を受けた非運営権設定対象施設等関連費用並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を、当該通知の受領日から30日以内に市に支払う。

(その他運営権設定対象施設関連費用)

第61条 運営権者は、20条負担金のほか、本事業期間中における運営権設定対象施設に関連する費用として、次の各号に掲げる費用(以下「その他運営権設定対象施設関連費用」という。)を負担する。なお、その他運営権設定対象施設関連費用の金額は、運営権設定対象施設に関して市が負担した実費(公共調達手続により決定した契約額等)相当額のうち、本事業に関連する事業量等に基づき市が別途合理的に算定する金額とする。

(1) 管路用地の賃借料及び管路工事の事務検査費

(2) 運営権設定対象施設に対する建物損害保険の保険料

(3) 運営権設定対象施設に関して市が第三者との間で締結する業務委託契約として別紙18に掲げる契約に係る委託費

(4) 前各号に掲げるもののほか、運営権設定対象施設に関連する費用で、市が運営権者において負担すべきと認める費用

2 市は、前項第4号に掲げる費用として取り扱うべき費用を認識した場合、運営権者と事前に協議の上、運営権者に対して負担を求めるものとする。

3 市は、各事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度におけるその他運営権設定対象施設関連費用の金額を確定し、運営権者に通知するものとする。運営権者は、市から通知を受けたその他運営権設定対象施設関連費用並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を、当該通知の受領日から30日以内に市に支払う。

（非運営権設定対象施設等関連費用等に係る上限額）

第62条 前二条に基づき市が運営権者に支払いを求めることができる非運営権設定対象施設等関連費用及びその他運営権設定対象施設関連費用の合計額は、1事業年度当たり283,000,000円並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計額を上限（以下本条において「上限額」という。）とする。ただし、第60条第1項第1号、第2号及び第8号並びに前条第1項第3号に掲げる費用は、上限額の算定において加算されないものとする。

2 市又は運営権者は、本事業期間中に発生する非運営権設定対象施設等関連費用若しくはその他運営権設定対象施設関連費用の恒常的な削減が見込まれる場合、第60条第1項第9号若しくは前条第1項第4号に掲げる費用で運営権者による本事業の実施に起因するものが新たに生じた場合、第88条第2項の規定によるオプション延長若しくは同条第3項の規定による合意延長が行われた場合、又は本事業に係る事業環境が著しく変化する場合として別紙14に定める事象が発生した場合、相手方に対し、前項に定める上限額の変更について、協議を申し入れることができる。

（協議会の設置）

第115条 市及び運営権者は、本事業の実施に関し市と運営権者の間で発生する紛争の解決方法及び意見の調整を目的として、大阪市工業用水道特定運営事業等協議会を設置する。

2 前項に基づき設置される協議会は、市と運営権者が合意する学識経験者等有識者3名、市の代表者1名及び運営権者の代表者1名の計5名で構成されるものとし、当該協議会の運用に係る手続は、市及び運営権者が協議により定めるものとする。

3 市及び運営権者は、第1項に基づき設置された協議会の意見を最大限尊重するものとする。

4 市及び運営権者は、第1項に基づき設置された協議会の運営に要する費用について、それぞれ等しい割合で負担するものとする。

別紙14 非運営権設定対象施設等関連費用等に係る上限額の見直しに関する協議開始事由

本契約第 62 条第 2 項に定める「別紙 14に定める事象」は、以下のとおりとする。

(1) 物価変動等（建設工事費デフレーター（上・工業用水道））

本契約第 62 条第 2 項に定める協議の申込みを行う時点が属する事業年度における国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（上・工業用水道）の直近公表数値の後方 12 ヶ月平均値が、当初の全体事業計画書が策定された事業年度の 7 月末における国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（上・工業用水道）の公表数値の後方 12 ヶ月平均値から 8% 以上増加又は減少した場合（ただし、過去において第 62 条第 2 項に基づき上限額の見直しの措置が行われたことがある場合には、「当初の全体事業計画書が策定された事業年度の 7 月末における国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（上・工業用水道）の公表数値の後方 12 ヶ月平均値」とあるのは、当該直近の上限額の見直しの措置が行われた時において直近の数値として参照された数値とする。）

(2) 物価変動等（賃金構造基本統計）

本契約第 62 条第 2 項に定める協議の申込みを行う時点が属する事業年度における、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」における下表の大阪府関連数値（ 1 ）の直近公表数値を下表の民営事業所関連数値（ 2 ）の直近公表数値で除して得た数値が、当初の全体事業計画書が策定された事業年度における厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」における下表の大阪府関連数値（ 1 ）の直近公表数値を下表の民営事業所関連数値（ 2 ）の直近公表数値で除して得た数値から 5% 以上増加又は減少した場合（ただし、過去において第 62 条第 2 項に基づき上限額の見直しの措置が行われたことがある場合には、「当初の全体事業計画書が策定された事業年度における厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」における下表の大阪府関連数値（ 1 ）の直近公表数値を下表の民営事業所関連数値（ 2 ）の直近公表数値で除して得た数値」とあるのは、当該直近の上限額の見直しの措置が行われた時において直近の数値として参照された数値とする。）

	1	2
表	都道府県別第1表	第1表
	年齢階級別きまって支給する現金給与額 ,所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額	
都道府県 民公区分	大阪	民営事業所
産業	産業計	
区分	「企業規模計（10人以上）」の「きまって支給する現金給与額」	

(3) 需要変動

利用者の給水開始申込みや撤退等による利用料金の大幅な増加又は減少（以下本項において「当該増減」という。）が見込まれ、当該増減が発生する月以降 12 か月間の利用料金の見込額が、当該増減が発生する月の前月までの 12 か月間の利用料金の実績額（実績見込額を含む。）と比べて 10%以上増加又は減少することが明らかであると見込まれる場合

以 上